

令和6年度育児休業取得率の調査結果 (雇用均等基本調査)のポイントについて

厚生労働省 雇用環境・均等局
職業生活両立課

■令和6年度育児休業取得者の割合(※)

女性：86.6%(令和5年度84.1%)

男性：40.5%(令和5年度30.1%)

事業所調査結果概要

I 育児・介護休業制度等に関する事項

1 育児休業制度

(1) 育児休業制度の利用状況

ア 育児休業者割合

① 女性

令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、令和6年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)の割合は86.6%と、前回調査(令和5年度84.1%)より2.5ポイント上昇した(図1, 付属統計表第1表)。

また、同期間内に出産した、有期契約労働者の育児休業取得率は73.2%で、前回調査(同75.7%)より2.5ポイント低下した(表1, 付属統計表第2表)。

② 男性

令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、令和6年10月1日までに育児休業(産後パパ育休を含む。)を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)の割合は40.5%と、前回調査(令和5年度30.1%)より10.4ポイント上昇した(図1, 付属統計表第1表)。

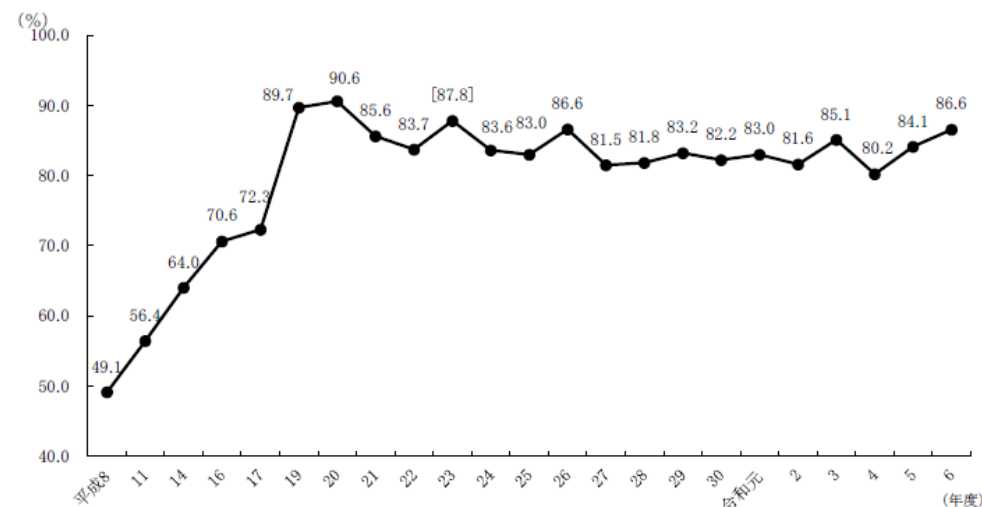
育児休業を開始した者のうち産後パパ育休を取得した者の割合は、60.6%(表2, 付属統計表第3表)。

また、同期間内において配偶者が出産した、有期契約労働者の育児休業取得率は33.2%で、前回調査(同26.9%)より6.3ポイント上昇した(表1, 付属統計表第2表)。

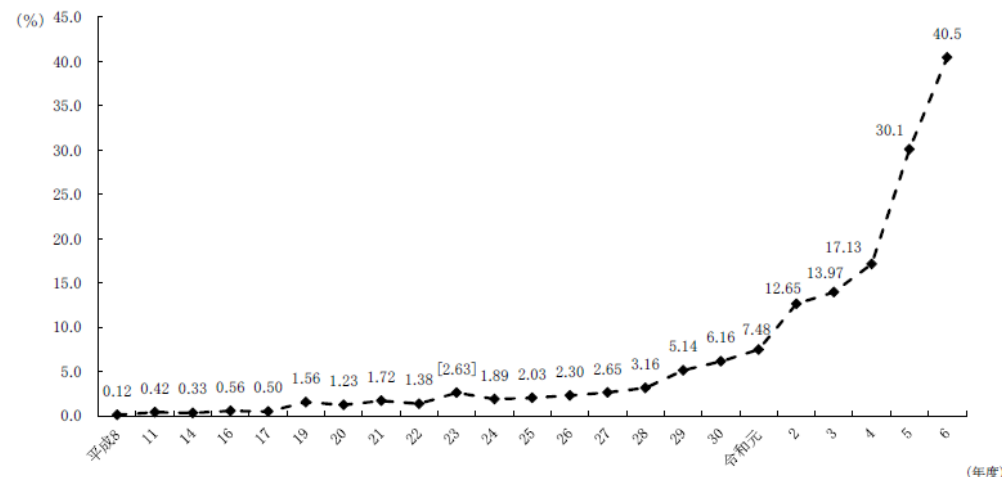
育児休業を取得した者のうち産後パパ育休の取得率は82.6%(表2, 付属統計表第3表)。

図1 育児休業取得率の推移

(女性)



(男性)



※令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性(男性の場合は配偶者が出産した男性)のうち、令和6年10月1日までに育児休業(産後パパ育休を含む。)を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)の割合。

注:平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

表1 有期契約労働者の育児休業取得率

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年年度	令和 2 年度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度	令和 6 年 度	(%)
女 性	69.8	75.5	73.4	70.0	70.7	69.6	77.5	62.5	68.6	65.5	75.7	73.2	
男 性	0.78	2.13	4.05	3.42	5.69	7.54	3.07	11.81	14.21	8.57	26.9	33.2	

育児休業取得率 = $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業(※1)を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)}の数}{\text{調査前年の9月30日までの1年間(※2)の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}}$

(※1) 令和5年度以降は産後パパ育休を含む。(※2) 平成22年度までは、調査前年度1年間

表2 男性育児休業者割合うち産後パパ育休取得者割合

	配偶者出産者計		配偶者 出産者 計（う ち有期 契約労 働者）	配偶者 出産者 計（う ち有期 契約労 働者）		
		男性育児 休業者	産後パパ育 休取得者	男性育児 休業者	産後パパ育 休制度の対 象となる有 期契約労働 者	産後パパ育 休取得者
令和6年度	100.0	40.5 (100.0)	24.5 (60.6) (100.0)	100.0	33.2 (100.0)	39.9 (82.6) (10.5)

注：令和4年10月1日～令和5年9月30日までの間に配偶者が出産した者のうち、調査時点(令和6年10月1日)までに育児休業(産後パパ育休を含む。)を開始した者(開始の予定の申出をしている者を含む。)の割合である。

イ 育児休業者の有無別事業所割合

① 女性

令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間に、在職中に出産した女性がいた事業所に占める女性の育児休業者（上記の期間に出産した者のうち令和6年10月1日までの間に育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は89.0%と、前回調査（令和5年度87.6%）より1.4ポイント上昇した（図2、付属統計表第4表）。

また、女性の有期契約労働者についてみると、在職中に出産した女性の有期契約労働者がいた事業所のうち、育児休業者がいた事業所の割合は75.1%で、前回調査（同83.8%）より8.7ポイント低下した（表3、付属統計表第5表）。

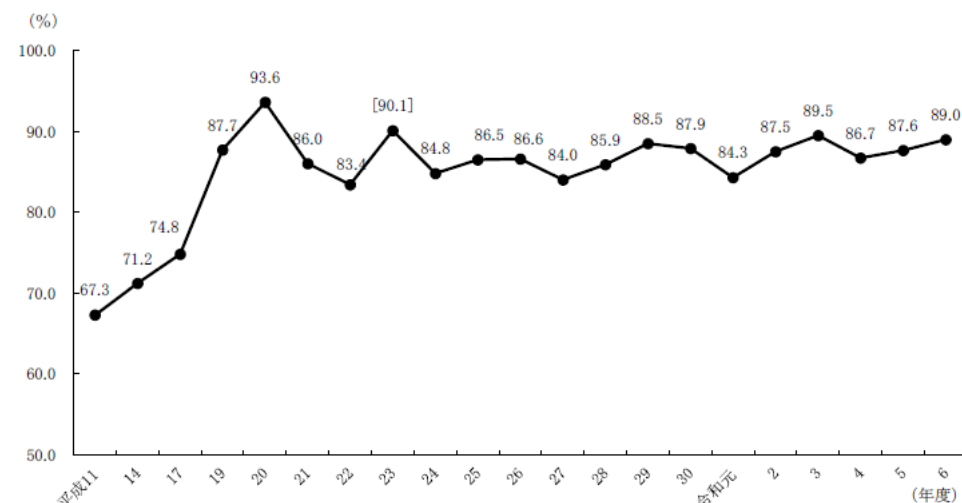
② 男性

令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間に、配偶者が出産した男性がいた事業所に占める男性の育児休業者（上記の期間に配偶者が出産した者のうち令和6年10月1日までの間に育児休業（産後パパ育休を含む。）を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は41.0%と、前回調査（令和5年度37.9%）より3.1ポイント上昇した（図2、付属統計表第4表）。

また、男性の有期契約労働者についてみると、育児休業者がいた事業所の割合は41.3%で、前回調査（同30.0%）より11.3ポイント上昇した（表3、付属統計表第5表）。

図2 育児休業者の有無別事業所割合

女性



男性

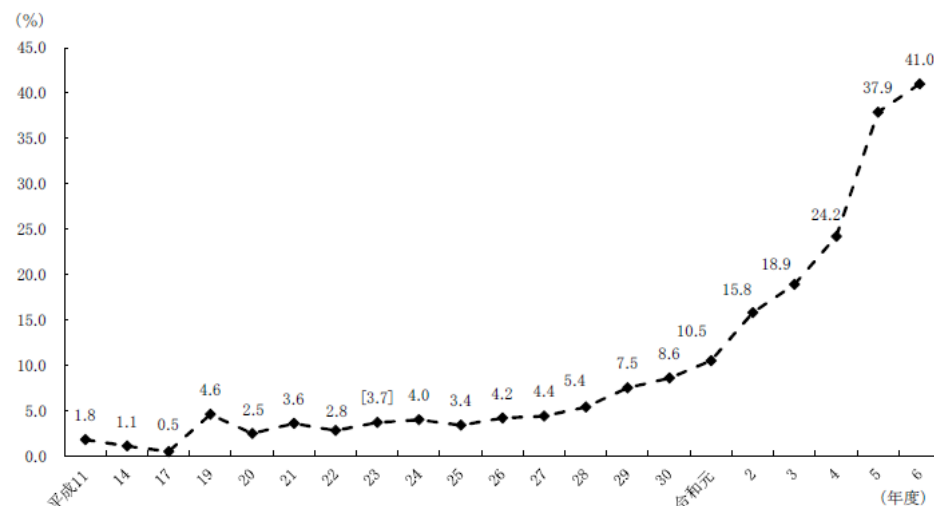


表3 有期契約労働者の育児休業者等がいた事業所割合

	女性 (%)				男性 (%)			
	出産者がいた事業所計	うち制度の対象となる有期契約労働者ありの事業所	育児休業者あり	育児休業者なし	配偶者が出産した者がいた事業所計	うち制度の対象となる有期契約労働者ありの事業所	育児休業者あり	育児休業者なし
令和4年度	100.0	80.5	75.4	24.6	100.0	71.8	11.2	88.8
令和5年度	100.0	93.2	83.8	16.2	100.0	83.9	30.0	70.0
令和6年度	100.0	86.2	75.1	24.9	100.0	81.8	41.3	58.7

注1：調査対象事業所のうち、調査前々年10月1日～翌年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者がいた事業所を100として集計した。

注2：「育児休業者」は、調査前々年10月1日～翌年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、調査時点までに育児休業（令和5年度調査には、産後パパ育休を含む。）を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）をいう。

注3：「制度の対象となる有期契約労働者」とは、各調査時点では、①同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること（令和4年4月からこの要件は廃止）、②子が1歳6か月になる日までに、労働契約期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかでないこと。

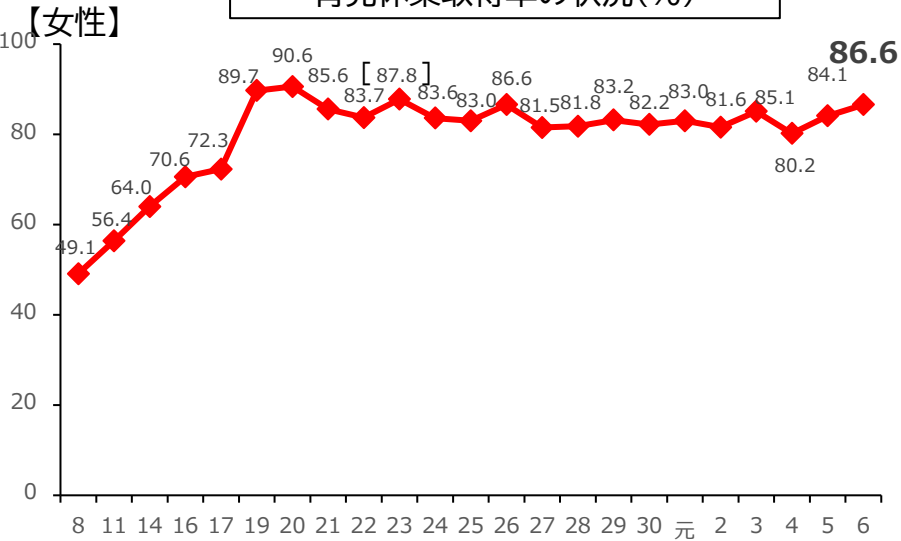
注：平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

育児休業の取得率・取得期間の状況

取得率再掲

- 育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は上昇傾向にあるものの女性に比べ低い水準(令和6年度:40.5%)。
- 育児休業の取得期間は、女性は9割以上が6か月以上である一方、男性は徐々に取得期間が延びているものの、約4割が2週間未満であり、依然として女性に比べて短期間の取得が多い。

育児休業取得率の状況(%)

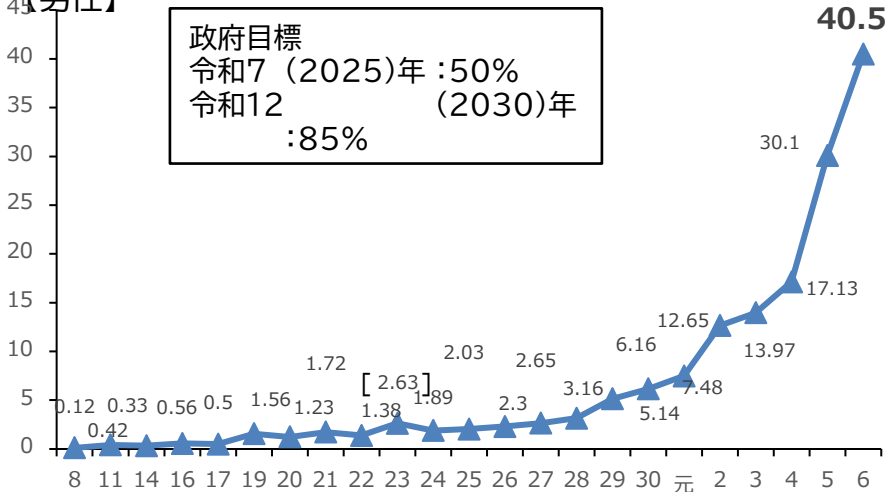


育児休業取得期間の状況(%)

【女性】

	5日未満	5日～	2週間～	1月～	3月～	6月～	8月～	10月～	12月～	18月～	24月～	36月～
平成27年度	0.8	0.3	0.6	2.2	7.8	10.2	12.7	31.1	27.6	4.0	2.0	0.6
平成30年度	0.5	0.3	0.1	2.8	7.0	8.8	10.9	31.3	29.8	4.8	3.3	0.5
令和3年度	0.5	0.0	0.1	0.8	3.5	6.4	8.7	30.0	34.0	11.1	4.5	0.6
令和5年度	0.4	0.2	0.6	1.8	4.4	4.6	11.4	30.9	32.7	9.3	3.0	0.6

【男性】



【男性】

	5日未満	5日～	2週間～	1月～	3月～	6月～	8月～	10月～	12月～	18月～	24月～	36月～
平成27年度	56.9	17.8	8.4	12.1	1.6	0.2	0.7	0.1	2.0	0.0	-	-
平成30年度	36.3	35.1	9.6	11.9	3.0	0.9	0.4	0.9	1.7	-	0.1	-
令和3年度	25.0	26.5	13.2	24.5	5.1	1.9	1.1	1.4	0.9	0.0	0.2	-
令和5年度	15.7	22.0	20.4	28.0	7.5	2.9	0.8	1.1	1.4	0.2	0.0	-

※育児休業取得率 = $\frac{\text{出産者のうち、調査年の10月1日までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)}の数}{\text{調査前年の9月30日までの1年間(※)の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}}$

(※)平成22年度以前調査においては、調査前年度の1年間。

※育児休業取得期間の調査対象：
各事業所で調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者

【出典】厚生労働省「雇用均等基本調査」